

政令番号340 ビフェニル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	1.5E+1			15.0		2.0E+1	20.0	35.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	1.0E+2			99.6				99.6
13	東京都								
14	神奈川県	9.8E+0			9.8				9.8
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.2E+0			1.2		1.4E+3	1,360.0	1,361.2
24	三重県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						2.2E+5	220,000.0	220,000.0
28	兵庫県						2.0E-1	0.2	0.2
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.1E+2			206.7		3.4E+3	3,350.0	3,556.7
34	広島県								
35	山口県	4.2E+0			4.2		3.4E+2	340.0	344.2
36	徳島県								
37	香川県						2.3E+3	2,250.0	2,250.0
38	愛媛県						2.2E+2	220.0	220.0
39	高知県								
40	福岡県	1.3E+2			126.0				126.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		4.6E+2			462.5		2.3E+5	228,540.2	229,002.7

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。